

限度額適用・標準負担額減額認定証 制度のご案内

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関等に提示する事により、その月に支払う医療費が自己負担限度額までとなります。また、食事代（一部負担）が減額されます。そのため、本来の負担区分より多く支払う必要がなくなり、被保険者の負担が軽減されます。

■ 低所得者ⅡおよびⅠについて

- ① 「低所得者Ⅱ」について
同じ世帯の全員が住民税非課税で、低所得Ⅰに該当しない人
- ② 「低所得者Ⅰ」について
同じ世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたとき0円となる人または老齢福祉年金受給者

■ 自己負担限度額一覧

区 分	自己負担限度額	食事代 (1食当たり)
低所得者Ⅱ	24,600円	210円
低所得者Ⅰ	15,000円	100円

【注意事項】

- ・ 提示せずに支払いをされた後、医療費は高額療養費として支給されますが、入院時の食事代は「一般所得」の食事代のままとなります。
- ・ 認定証を医療機関の窓口に表示した月の初日から減額されますので、前月以前に遡って減額することはできません。

■ 当院ではオンライン資格確認システムを導入しているため、情報提供の同意が得られれば各保険者窓口への手続きの必要はありません。

ただし、各保険者窓口での交付を希望される方はご自身での申請をお願い致します。

申請にあたって保険証および印鑑が必要となる事があります。保険者へお問い合わせの上、手続きをお願いします。

※ご不明な点がございましたら、各病棟事務員または医事室入院請求グループまでお問い合わせください。